

全体の消防計画

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、当建物全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他災害（以下「火災等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、当建物に勤務し又は居住し、出入りする全ての者（防火管理業務を受託している者を含む）に適用するものとする。また、この計画を適用する場所の範囲は、当建物及び敷地内の全てとする。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別表1「管理権原者の責任範囲」のとおりとする。

なお、各事業所の消防計画においても、その範囲を明記するものとする。

2 各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

※ ▲は、該当する建物のみ遵守すること。（以下同じ）

(管理権原者の責務)

第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任（解任）すること。
- (2) 統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。
- (3) 統括防火管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届け出ること。
- (4) 防火管理上必要な事項を行うとともに、建物全体の安全性の確保に努めること。
- (5) 建物全体の防火管理体制を確立し、維持すること。
- (6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。
- (7) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。
- ▲ (8) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

※ 協議会が設置されている場合の関係条文を、★印で示す。

★ (協議会の設置等)

第5条 当建物全体についての防火管理を行うため、別表2「共同防火管理協議会」の協議会構成員をもって、共同防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の事務局は、_____に置くものとし、会長及び統括防火管理者の指示のもと、協議会の事務を行う。

3 協議会の会長は、_____の_____とする。

4 協議会の副会長は、_____の_____とする。

5 会長は、各管理権原者と協議して、統括防火管理者を選任（解任）し、消防機関へ届け出るものとする。

6 会長は統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせるものとする。

7 会長は、各管理権原者（以下「協議会構成員」という。）と相互に意思疎通を図り協議会の円滑運営に努めるものとする。

8 副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。

★ (協議会の審議事項等)

第6条 協議会は、建物全体についての防火管理を行うための基本的な次の事項について審議し、決定する。

- (1) 協議会の設置及び運用に関すること。
- (2) 協議会の代表者の選任に関すること。
- (3) 統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。
- (4) 建物全体についての消防計画及び防火管理上必要な事項に関すること。
- (5) 建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合に関すること。

2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- (1) 定例会は、_____月に開催する。
- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- (3) 会長は、必要に応じて統括防火管理者を参加させるものとする。

▲ (防火管理委員会の設置等)

第7条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務の効果的な推進を図るため、防火管理委員会を設けること。

2 防火管理委員会の構成は、別表3「防火管理委員会構成表」のとおりとする。

3 防火管理委員会は、次の事項について協議すること。

- (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- (2) 自衛消防組織の運用体制・装備に関すること。
- (3) 全体の自衛消防訓練に関すること。
- (4) 従業員等の教育訓練に関すること。
- (5) その他防火管理上必要なこと。

4 防火管理委員会委員長は、定例会を_____月に開催し、次の場合、臨時会を開催する。

- (1) 社会的影響の大きい災害が発生したとき。
- (2) 防火管理者などからの報告、提案により必要と認めるとき。
- (3) 建物で火災等が発生したとき。

▲ (防火管理業務の委託)

第8条 建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、自衛消防隊長の指示の下に適正に業務を実施する。

2 受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。

3 受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表4「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

(統括防火管理者の責務)

第9条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について責務を有する。

- (1) 建物全体の消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 建物全体の消火、通報及び避難訓練の計画とその実施に関すること。
- (3) 廊下、階段、避難口等の建物共用部分の避難施設等の維持管理に関すること。
- (4) 火災等が発生した場合における共同の自衛消防組織の活動に関すること。
- (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供に関すること。
- (6) 建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。
- (7) その他防火管理上必要と認める事項。

2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して必要な指示をすることができる。

3 統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。

(防火管理者の責務)

第10条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- (1) 防火管理者を選任（解任）したとき。
 - (2) 消防計画の作成及び変更をしたとき。
 - (3) 防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施したとき。
 - (4) 用途及び消防用設備等の変更をするとき。
 - (5) 内装の改修などの工事を行うとき。
 - (6) 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取り扱うとき。
 - (7) 臨時に火気を使用するとき。
 - (8) 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
 - (9) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
 - (10) 建物構造や消防用設備等の不備欠陥を発見したとき及びそれを改修したとき。
 - (11) 防火管理業務の一部を委託するとき
 - (12) 催物を開催するとき。
 - (13) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - (14) その他防火上必要な事項
- 2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う。
- 3 各事業所の防火管理者は他の防火管理者と相互に連携を図り、協力して防火管理業務を推進する。

第2章 予防管理対策

（防火管理状況の把握）

第11条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、建物全体の防火管理業務に必要な実態を、別表5「予防管理表」により調査し、全体を把握するものとする。

（消防用設備等の点検）

第12条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は次による。

- ▲(1) 防火対象物の法定点検は___月に実施し、共用部分は_____の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。また、統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____の責任により、___月、___月の年2回実施する。ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。また、統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。
- 2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火避難施設等の自主点検は次による。
- (1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、別表6「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき実施する。各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検については、各事業所の消防計画に定め実施するものとする。
- (2) 統括防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて実施しなければならない。
- (3) 統括防火管理者は建物、避難施設、防火設備、排煙設備及び火気使用設備器具等の自主検査を別表7「防火・避難施設等自主検査チェック表」に基づき定期的に行う。各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画に定め実施するものとする。

（関係機関との連絡）

第13条 統括防火管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

（防火管理維持台帳への記録）

第14条 統括防火管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く）について防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

2 各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管しておく。

（出火防止対策）

第15条 建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

（従業員等の遵守事項）

第16条 本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画によるものとする。

（防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項）

第17条 統括防火管理者は、施設の維持管理及び防火設備の機能を有効に保持するよう努めること。

2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

3 各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3章 災害活動事項

（自衛消防の組織の編成等）

第18条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防の組織の本部（以下自衛消防本部という）を_____に設置し、活動拠点とするとともに、建物全体についての共同の自衛消防の組織を編成する。

2 自衛消防の組織は、自衛消防隊長が統括指揮する。

3 自衛消防の組織には、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

4 本部隊には、指揮班、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班等を置き、各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。

5 地区隊は、各事業所の自衛消防の組織をもって編成し、その組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。

6 自衛消防隊長は、情報の収集及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始を決定する。

7 自衛消防隊長は、消防機関が到着したときは、自衛消防の組織の活動状況、被災状況の情報等を提供するとともに消防機関の協力をを行うものとする。

8 自衛消防の組織には、自衛消防隊長が不在時の任務の代行者（以下「自衛消防隊長の代行者」という）を定める。

9 自衛消防の組織の編成及び任務は、別表8「自衛消防の組織の編成表」のとおりとする。

（本部隊の任務）

第19条 本部隊は、火災発生時における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 本部隊の各班は、別表8の任務に基づき活動を行うものとする。

3 自衛消防隊長は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現地に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、活動指揮にあたらせる。

4 現場員は、隊長不在時に火災等が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導等の任務にあたる。

（地区隊の任務）

第20条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災においては、当該地区隊長の指揮のもとに別表8に定める地区隊の任務を行うものとし、その活動は、各事業所の消防計画に定める。

2 火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令により行うものとする。

(自衛消防の組織の体制)

第21条 自衛消防隊長は、自衛消防の組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

自衛消防隊長は、自衛消防の組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班員の増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

2 休日・夜間等において火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。

(1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火を行うとともに、建物内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長(統括防火管理者)、各事業所の防火管理者等関係者に連絡する。

(2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場へ誘導を行う。

(自衛消防の組織の装備)

第22条 別表9「自衛消防活動等装備品リスト」に定める自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、自衛消防本部に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。

また、地区隊の装備品は各事業所で保管し、適正に維持管理するものとする。

(火災発見時の措置)

第23条 火災の発見者は、消防機関へ通報及び自衛消防本部に出火の場所、状況等を報告するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

2 自衛消防本部の構成員は、火災を確認後、直ちに消防機関へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、必要に応じて放送設備等により周知する。

(通報連絡)

第24条 本部隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。

(1) 現場確認者から火災の連絡を受けた時は、直ちに通報する。

(2) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。

(3) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。

(4) 避難が必要な階以外への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

(5) 情報収集内容の記録を行う。

2 地区隊の通報連絡(情報)担当は、次の活動を行うものとする。

(1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認

(2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認

(3) 消火活動状況、活動人員の確認

(4) 防火区画形成状況の確認

(5) 自衛消防隊長及び地区隊長への報告

(6) 情報収集内容の記録

(消火活動)

第25条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第26条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階を優先して避難誘導するものとする

- 2 エレベーター・エスカレーターによる避難は原則として行わないものとする。
- 3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。
- 4 避難誘導の開始の指示命令は、自衛消防隊長が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。
- 5 避難誘導にあたっては携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させなければならない。
- 6 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部に連絡しなければならない。
- 7 避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、自衛消防本部に報告するものとする。
- 8 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

▲（安全防護）

第27条 本部隊・地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

- 2 出火階の防火戸、防火シャッターは他の階に優先して閉鎖するものとする。
- 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
- 4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するため原則として停止させること。
- 5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
- 6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となるため、原則として停止するものとする。
- 7 消火設備を使用した場合は、消火設備の制御弁等を停止し、水損防止を行うものとする。

▲（救出救護）

第28条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動の支障のない安全な場所に設置するものとする。

- 2 本部隊・地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。
- 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。
- 4 応急救護班は、逃げ遅れた者の情報を得た場合は、現場に急行し、特別避難階段附室等安全な場所へ救出するものとする。

（消防機関への情報提供等）

第29条 本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。

- (1) 自衛消防組織の活動状況
- (2) 消防隊進入路・停車位置の確保及び火災現場への誘導
- (3) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報提供
- (4) 自衛消防本部の設置場所

（地震発生時の初期対応）

第30条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、建物全体の被害状況を把握し、館内放送により在館者等に情報提供する。

- 2 地区隊長は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。
- 3 自衛消防本部は、被害状況等の情報を一元化し収集・管理する。
- 4 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れがおさまった後、電源やガスの元栓等を遮断する。

（地震発生時の避難誘導）

第31条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始の指示を判断する。

(地震発生時の避難上の留意事項)

第32条 自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。

- (1) 避難誘導班へ指示し、在館者を所定の場所へ避難させる。
- (2) 収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。
- (3) 防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

第4章 教育訓練

(従業員等の教育)

第33条 各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

(従業員等の訓練)

第34条 統括防火管理者は、各事業所の従業員を対象に、火災が発生した場合、迅速かつ的確な行動ができるよう、次により訓練を定期的実施するものとする。

- 1 総合訓練
- 2 部分訓練
 - (1) 通報訓練
 - (2) 消火訓練
 - (3) 避難訓練
 - (4) その他安全防護訓練、救出救護訓練
- 3 その他の訓練
 - (1) 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上訓練
 - (2) 自衛消防活動に供する設備機器及び装備等の取扱訓練

4 訓練実施時期等

訓練種別	実施時期	備考
総合訓練	月 月	①通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する ②地震を想定した訓練も適宜実施する

※ 訓練参加者は、自衛消防の組織を含む全ての従業員とする。

※ 訓練は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

※ 部分訓練等については、必要に応じて実施する。

(訓練時の安全対策)

第35条 統括防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第36条 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。なお、検討会には、原則として訓練参加者が出席するものとする。

- 2 統括防火管理者は、訓練検討結果を基に防火管理委員会に報告するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第37条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防機関へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所の防火管理者に周知徹底する。

附則

この計画は、____年 ____月 ____日から施行する。

管理権原者の責任範囲

番号	事業所名	管理権原者 役職・氏名	責任範囲
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

※管理権原者が建物内に多数存在し、各管理権原者の責任範囲を本表に明示する事が困難な場合は、平面図などに各管理権原者の責任範囲を明記する。

共同防火管理協議会

協議会の役職名	事業所名	職・氏名	電話番号	
会長				
副会長				
統括防火管理者				
構成員				
番号	管理権原者及び防火管理者			
	事業所名 (使用階)	管理権原者 職・氏名	防火管理者 職・氏名	電話番号
1	(階)			
2	(階)			
3	(階)			
4	(階)			
5	(階)			
6	(階)			
7	(階)			
8	(階)			
9	(階)			
10	(階)			

※届出にあつては、協議会の代表者が届け出るものであることから、構成員の同意書等（印鑑）の添付は必要ないものとする。

構成員				
番号	管理権原者及び防火管理者			
	事業所名 (使用階)	管理権原者 職・氏名	防火管理者 職・氏名	電話番号
1 1	(階)			
1 2	(階)			
1 3	(階)			
1 4	(階)			
1 5	(階)			
1 6	(階)			
1 7	(階)			
1 8	(階)			
1 9	(階)			
2 0	(階)			
2 1	(階)			
2 2	(階)			
2 3	(階)			
2 4	(階)			

別表 3

防火管理委員会構成表

委員会役職	事業所名 職・氏名	備考
委員長		統括防火管理者
副委員長		防火管理者（地区隊長）
副委員長		自衛消防隊長
委員		防火管理者（地区隊長）
		防火管理者（地区隊長）

防火管理業務委託状況表

防火管理者の業務委託（防火管理者の業務を第三者に委託している場合）				
受託者の氏名及び住所 (法人にあっては名称、 主たる事務所の所在地)		氏名（名称）		
		住所（所在地）		
		電話番号		
受託者の行う防火管理の範囲	□ 常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 （ <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
			常 駐 場 所	
			常 駐 人 員	営業時間内_____名 時間外_____名
			委託する防火対象物の区域	<input type="checkbox"/> 全域 <input type="checkbox"/> （ ）部分
	委 託 す る 時 間 帯		<input type="checkbox"/> 24時間体制 <input type="checkbox"/> （ ）時～（ ）時	
	□ 巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 （ <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
			巡 回 方 法	_____回
			巡 回 人 員	営業時間内_____名 時間外_____名
			委託する防火対象物の区域	<input type="checkbox"/> 全域 <input type="checkbox"/> （ ）部分
	受 託 す る 時 間 帯			
	□ 遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 （ <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
			現 場 確 認 要 員 の 待 機 場 所	
到 着 所 要 時 間			_____分	
委託する防火対象物の区域			<input type="checkbox"/> 全域 <input type="checkbox"/> （ ）部分	
受 託 す る 時 間 帯				

※ 該当する項目の□に✓印を付すること。

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消 火 器 (年 月 日)	(1) 適当な設置場所に設置されているか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。※蓄圧式の場合のみ	
屋 内 消 火 栓 設 備 (年 月 日)	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース・ノズルが接続され、変形、損傷がないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日)	(1) 散水障害がないか。(例、物品の積み上げなど)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害がないか。	
	(4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形がないか。	
	(5) 制御弁が閉鎖状態になっていないか。	
水 噴 霧 消 火 設 備 (年 月 日)	(1) 散水障害がないか。(例、物品の積み上げなど)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡 消 火 設 備 (年 月 日)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形がないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置)	
	(2) 手動起動装置の直近の見やすい位置に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれ等がないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (年 月 日)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機の各種音響のスイッチが停止状態になっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の各種音響のスイッチが停止状態になっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏 電 火 災 報 知 器 (年 月 日)	(1) 電源表示は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、脱落等がないか。	
非 常 放 送 (年 月 日)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) スピーカーから正常に放送されているか。	
誘 導 灯 (年 月 日)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り等で視認障害となっていないか。	
	(3) 変形、損傷、脱落等がなく適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消 防 用 水 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2) 道路から採水口までの消防車両の進入経路が確保されているか。	その2
	(3) 消防用水の水量が著しく減少していないか。	
連 結 散 水 設 備	(1) 送水口の周囲は、消防車両の接近に支障がないか。また、送水活	

(年 月 日)	動の障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドに変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日)	(1) 送水口の周囲は、消防車両の接近に支障がないか。また、送水活動の障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 格納箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(5) 表示灯が点灯しているか。	
非常用コンセント設備 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上障害となるものがないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯が点灯しているか。	
無線補助設備 (年 月 日)	(1) 端子箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(2) 通話状況は良好か。	
備考		
点検実施者氏名		統括防火管理者確認

(備考) 不備欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○：良好 ×：不備あり △：即時改修

防火・避難施設等自主検査チェック表

実施項目及び確認箇所		点検結果
防火施設	(1) 構造及び開口部	
	① 防火戸取り付け部の壁体にひび割れ等の不具合がないか。	
	② 防火戸の内外に防火上支障となる可燃物及び避難の障害となる物品等を置いていないか。	
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画	
	① 防火区画を構成する壁・天井に破損はないか。	
	② 階段内に配管・ダクト・電気配線等が貫通していないか。	
避難施設	③ 自動閉鎖装置付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉鎖するか。	
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
	⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	
	⑥ 防火ダンパーの作動状況は正常か。	
	(1) 通路	
	① 有効幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる看板・ディスプレイ等の障害物がないか。	
火気使用設備器具	(2) 階段	
	① 手すりの取り付け部分の緩みや手すりの破損はないか。	
	② 階段室の内装は不燃材料となっているか。	
	③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難口	
	① 扉の開放方向は、避難上支障ないか。	
電気設備	② 避難扉の鍵の形状は、内部から容易に開放できるようになっているか。	
	③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	
	④ 避難階段等に通ずる出入口付近に障害物はないか。	
	⑤ 屋外に通ずる出入口付近に障害物はないか。	
電気設備	(1) ガス配管の老朽化、亀裂、損傷、漏洩がないか。	
	(2) 排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また可燃物品から適正な距離が保たれているか。	
	(3) 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	
	(4) 火気使用設備器具の周囲は整理整頓されているか。	
危険物施設	(1) 変電設備	
	① 変電室の天井・壁・床等に漏水箇所等がないか。	
	② 変電設備の周囲に可燃物は置いていないか。	
	③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
	(2) 電気器具等	
	① 照明器具等の固定状況に脱落のおそれのある緩み等はないか。	
	② タコ足配線をしていないか。	
③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
危険物施設	(1) 少量危険物施設等（ボイラー設備等）	
	① 標識・掲示板は掲げられているか。	
	② 区画の壁体に亀裂・損傷等がなく、防火戸の開閉に異常がないか	
	③ 危険物の漏洩、飛散等がないか。	
	④ 容器の転倒、落下防止措置がされているか。	
	(2) 指定可燃物施設	
	① 標識は掲げられているか。	
② 貯蔵取扱場所の周辺に火気がないか。		
③ 整理整頓されているか。		
(備考) 不備欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。 (凡例) ○：良好 ×：不備あり △：即時改修		統括防火管理者確認

別表 8

自衛消防の組織の編成表

自衛消防隊長（指揮班）	
自衛消防隊長の代行者	
本部隊	
通報連絡班（名）	班長
	班員
初期消火班（名）	班長
	班員
避難誘導班（名）	班長
	班員
安全防護班（名）	班長
	班員
応急救護班（名）	班長
	班員

※ 地区隊の編成にあつては、事務所ごとの消防計画に定める。

本部隊の任務

班	災害発生時の任務
指揮班・通報連絡班	① 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ② 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡 ③ 関係機関や関係者への連絡 ④ 消防用設備等の操作運用 ⑤ 避難状況の把握及び避難の指示 ⑥ 地区隊への指示 ⑦ その他必要事項
初期消火班	① 出火場所に直行し、消火器・屋内消火栓等による消火作業に従事 ② 地区隊が行う消火作業への指揮指導 ③ 消防隊との連携及び補佐
避難誘導班	① 出火場所に直行し、避難開始の指示命令の伝達 ② 非常口の開放及び開放の確認 ③ 避難上障害となる物品等の除去 ④ 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 ⑤ ロープ等による警戒区域の設定
安全防護班	① 出火場所に直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 ② 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転中止 ③ エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応急救護班	① 応急救護所の設置 ② 負傷者の応急処置 ③ 救急隊との連携、情報提供

地区隊の任務

班	災害発生時の任務
通報連絡班	防災センターへの通報
初期消火班	消火器などによる初期消火及び本部隊初期消火班の誘導
避難誘導班	出火時における避難者の誘導
安全防護班	水損防止、電気、ガスの安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作
応急救護班	負傷者に対する応急処置

自衛消防活動等装備品リスト

任務別	品名			
	用意すべき資機材	○×	用意が推奨される資機材	○×
指揮	消防計画		携帯拡声器	
	建築図面		指揮本部用の資機材	
	名簿（従業員、利用者等）		照明器具（懐中電灯等）	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
通報連絡	非常通報連絡先一覧		携帯用拡声器	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
初期消火	防火衣		破壊器具（とび口等）	
	消火器具		防水シート	
避難誘導	マスターキー		ロープ	
	名簿（従業員、利用者等）		誘導の標識（案内旗等）	
	携帯用拡声器		切断器具	
	照明器具（懐中電灯等）			
安全防護	各種キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）		エンジンカッター	
	救助器具等（ロープ、バール、ジャッキ等）		油圧式救助器具セット	
	建築図面			
応急救護	応急医薬品		応急救護所設置資機材	
	担架		傷病者記録用紙	
			車椅子	
			自動体外式除細動器（AED）	
その他	非常用搬出品リスト（契約書類、台帳、PC、電子記録等）		携帯用発電機	
	災害用活動服			
	ヘルメット			
	運動靴			
	手袋			
	警笛			
	食糧（缶詰、乾パン等） 必要日数×必要人数分			
飲料水（1人1日3リットル）				

※ 資機材は、持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。

※ 備蓄保管施設に損壊のおそれがある場合は、分散して保管します。